

事務連絡  
2014年（平成26年）12月18日

介護保険サービス提供事業所 各位

介護保険課長

### 介護保険事業所における事故発生時の報告取扱いについて

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきまして、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、藤沢市では、事故発生時の報告取扱いについて、神奈川県が定める「取扱要領（標準例）」に基づき、報告の手順（5①～④）に従い、報告を受けています。

5の①の第1報のみでは、事故報告とはならず、③にありますとおり、事故処理の区切りがついたところで、定められた書式を用いて文書で提出することにより、保険者等への事故報告の扱いとなります。

各事業所内で、事故報告の範囲（2①～③）について改めてご確認ください、

- ・第1報はしたが、事故報告の提出がされているかどうか
- ・事故報告そのものの提出漏れがないかどうか

を確認後、該当する場合は、速やかに提出をお願いします。

また、事故の区切りがついている場合は、事故発生後または第1報から1ヶ月以内に提出をしてください。（事故報告をこの期限内に提出することが困難な場合にはご連絡をお願いします。）

なお、事故報告書式（標準例）は、2014年6月1日より、変更になっていますので、新書式での提出とします。

第1報の報告方法は、2012年（平成24年）8月24日に依頼文掲載していますが、本市は、誤送信の予防の観点から持参・郵送での提出を原則とし、FAXは使用しないこととしていますので、重ねてよろしくをお願いします。

【掲載場所】ホームページ：介護情報サービスかながわ→ライブラリー（書式／通知）  
→11. 安全衛生管理・事故関連→事故報告→事故報告取扱要領（標準例）、事故報告様式（標準例）及び 介護保険課ホームページ→事業者向けページ→事故報告について→事故報告書提出の流れ→※事故発生時の報告取扱いについては、こちら

事務担当： 総務・給付担当

電話 25-1111(内線 3141)